

岩手県告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
独立行政法人国立病院機構盛岡病院	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山一丁目25番1号	精神通院医療	平成31年3月1日